

(趣旨)

第1 この要綱は、制度対象地域における空き家等に関する情報提供を行うことにより、空き家等の有効活用を通して、住み替えによる住環境の改善並びに地域情報を活用した地域の活性化及び移住定住を図るために実施する空き家等バンク制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 制度対象地域 盛岡市行政区域の市街化区域をいう。
- (2) 空き家等 居住の用に供するため建築され、かつ、現に居住の用に供していない制度対象地域にある一戸建ての住宅（近く居住しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地（当該一戸建て住宅が存在した跡地を含む。）をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第 201号）第9条第1項の規定に基づく措置を受けている建築物を除く。
- (3) 空き家等バンク制度 制度対象地域に存する空き家等に関する情報を登録し、当該空き家等の利用を希望する者に対して市が情報を提供する制度をいう。
- (4) 所有者等 制度対象地域に存する空き家等について所有権又は売却若しくは賃貸（転貸を除く。）を行うことができる権利を有する者をいう。
- (5) 仲介業者 空き家等の所有者等及び空き家等を利用しようとする者が、空き家等の交渉及び売買、賃貸借等の契約に関して仲介を行う宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業（同法第2条第2号の宅地建物取引業法をいう。）を営む者をいう。

(適用上の注意)

第3 空き家等バンク制度は、空き家等バンク制度以外の空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第4 空き家等バンク制度による空き家等に関する情報の登録をしようとする所有者等は、空き家等バンク登録申込書により市長に申し込むものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、現地を調査し、及び登録しようとする事項の内容等を審査し、登録を適当と認めたときは、登録台帳に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録を行ったときは、その旨を空き家等バンク登録通知書により当該登録の申込みを行った者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家等バンク制度によることが適当と認めるものは、当該空き家等の所有者等に対して空き家等バンク制度による登録を勧めることがある。

(空き家等登録事項の変更)

第5 第4第2項の規定により登録を受けた者（以下「登録所有者等」という。）は、当該登録事項に関し変更があったときは、速やかに空き家等バンク登録変更届出書により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受理し、登録事項の変更を行ったときは、その旨を空き家等バンク登録変更通知書により当該登録所有者等に通知するものとする。

(空き家等の登録の抹消等)

第6 市長は、登録所有者等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳からの抹消を行うとともに、その旨を空き家等バンク登録抹消通知書により当該登録所有者等に通知するものとする。

(1) 空き家等バンク登録抹消届出書の提出があったとき。

(2) 当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(3) 登録台帳に登録した日から2年を経過したとき。

(4) 申込内容に虚偽があったとき。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが判明したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 登録所有者等は、前項第3号の規定による登録の抹消をされた日後において、第4第1項の規定により、改めて登録することができる。

(空き家等の利用申込み等)

第7 空き家等バンク制度により登録された空き家等を利用しようとする者は、空き家等バンク利用希望登録者申込書に関係書類を添えて、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、登録を適当と認めたときは、利用希望登録者台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録を行ったときは、その旨を空き家等バンク利用希望登録者通知書により当該登録の申込みを行った者に通知するものとする。

4 第2項の規定により登録を受けた者（以下「利用希望登録者」という。）は、前項の規定による登録通知後において登録台帳に登録された物件を閲覧する場合は、空き家等バンク閲覧申込書により市長に申し込むものとする。

(利用希望者登録の変更)

第8 利用希望登録者は、当該登録事項に関し変更があったときは、空き家等バンク利用希望登録者変更届出書により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受理し、登録事項の変更を行ったときは、その旨を空き家等バンク利用希望登録者変更通知書により当該利用希望登録者に通知するものとする。

(利用希望登録者の抹消等)

第9 利用希望登録者は、空き家等バンク制度に登録された情報がなくなったときは、空き家等バンク利用希望登録者抹消届出書により市長に届け出るものとする。

2 市長は、利用希望登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望登録者台帳か

らの抹消を行うとともに、その旨を空き家等バンク利用希望登録者抹消通知書により当該利用希望登録者に通知するものとする。

- (1) 前項に規定する届出があったとき。
- (2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 利用希望登録者台帳に登録した日から2年を経過したとき。
- (4) 申込内容に虚偽があったとき。
- (5) 暴力団員であることが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

3 利用希望登録者は、前項第3号の規定による登録を抹消された日後において、第7第1項の規定により、改めて登録することができる。

(空き家情報の公表)

第10 市長は、登録台帳の内容に関して、市のホームページへの掲載、窓口による閲覧等の方法により情報を公表するものとする。ただし、所有者等が登録に関して希望しない事項については、この限りでない。

(登録情報の提供等)

第11 市長は、必要に応じ、登録所有者等及び利用希望登録者に対し、登録台帳及び利用希望登録者台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

(登録所有者等及び利用希望登録者の交渉等)

第12 市長は、登録所有者等及び利用希望登録者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しない。

2 登録所有者等は、利用希望登録者との空き家等の交渉及び売買、賃貸借等の契約に関して仲介を希望する場合は、一般社団法人岩手県宅地建物取引業会の会員又は公益社団法人全日本不動産協会岩手県本部の会員に依頼することができるものとする。

(個人情報の取扱い)

第13 登録所有者等及び利用希望登録者並びに仲介業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報（登録台帳又は利用希望登録者台帳から知り得た情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得し、収集し、作成し、若しくは利用しないこと。
- (2) 個人情報を市長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報を棄損し、又は滅失することのないよう適切に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏洩、棄損、滅失等の事案が発生した場合は、遅滞なく市長に報告し、その指示に従うこと。

(実施期日)

第14 この要綱は、平成24年12月1日から実施する。

(補則)

第15 この要綱に定めるもののほか、空き家等バンク制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。